

平成 23 年度市民税・県民税の延長後の申告期限及び納期限決定のお知らせ

東日本大震災により多大な被害を受けられた方におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

横浜市では、東日本大震災の発生を受けて延長していた、平成 23 年 3 月 11 日に指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）に住所等を有していた方に対する、災害の発生日以降に到来する市民税・県民税の申告期限及び納期限について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

【延長後の申告期限】

- 平成 23 年 3 月 11 日において、青森県及び茨城県に住所等を有していた方（[平成 23 年 6 月 24 日市告示 342 号](#)）
 本来の申告期限：平成 23 年 3 月 15 日（火）
 延長後の申告期限：平成 23 年 7 月 29 日（金）
- 平成 23 年 3 月 11 日において、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有していた方（[平成 23 年 9 月 22 日市告示 465 号](#)）
 本来の申告期限：平成 23 年 3 月 15 日（火）
 延長後の申告期限：平成 23 年 9 月 30 日（金）

【延長後の納期限】

- 平成 23 年 3 月 11 日において、青森県及び茨城県に住所等を有していた方（[平成 23 年 6 月 24 日市告示 343 号](#)）

納 期	本 来 の 納 期 限	延 長 後 の 納 期 限
第 1 期	平成 23 年 6 月 30 日（木）	平成 23 年 7 月 29 日（金）
第 2 期	平成 23 年 8 月 31 日（水）	第 2 期から第 4 期までの 納期限に変更はありません。
第 3 期	平成 23 年 10 月 31 日（月）	
第 4 期	平成 24 年 1 月 31 日（火）	

- 平成 23 年 3 月 11 日において、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有していた方（[平成 23 年 9 月 22 日市告示 466 号](#)）

納 期	本 来 の 納 期 限	延 長 後 の 納 期 限
第 1 期	平成 23 年 6 月 30 日（木）	平成 23 年 10 月 31 日（月）
第 2 期	平成 23 年 8 月 31 日（水）	
第 3 期	平成 23 年 10 月 31 日（月）	第 3 期及び第 4 期の納期限に 変更はありません。
第 4 期	平成 24 年 1 月 31 日（火）	

【お問い合わせ先】

ご不明な点などがありましたら、平成 23 年 1 月 1 日時点の住所地の区役所税務課市民税担当までお問い合わせください。